

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担上限月額について

【 所得区分一覧 】

所得区分	自己負担割合	1ヶ月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	0円	
住民税非課税世帯（低所得層1） 本人収入額 年80万円以下	1割	2,500円	
住民税非課税世帯（低所得層2） 本人収入額 年80万円超		5,000円	
住民税（所得割）3万3千円未満 （中間所得層1）		上限額の設定なし 〔医療保険の 自己負担限度額〕	5,000円
住民税（所得割）23万5千円未満 （中間所得層2）	10,000円		
住民税（所得割）23万5千円以上 （一定所得以上）	(右記)	<u>制度の対象外</u>	20,000円※ (自己負担割合1割)

・「世帯」は、住民票上の家族ではなく、同一の医療保険に加入している家族となります。そのため、同居していても、異なる医療保険に加入している家族の方は別世帯となります。

ただし、受診者が18歳未満の場合は、保護者（父母）が同一の医療保険に加入していない場合であっても、受診者と保護者を同一の「世帯」とみなします。また、当該世帯が非課税世帯であれば、保護者それぞれの年収を確認します。

※所得区分が「一定所得以上」の方については、本来、自立支援医療の対象外となりますが、令和6年3月31日までの特例措置（経過的特例）として、「重度かつ継続」に該当する方に限って対象となっています。